

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月27日京都市条例第126号)(総務局人事部人事課)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)の施行により、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、会社法の施行の日から施行することとしました。

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第126号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、会社法の施行の日から施行する。

(総務局人事部人事課)